

2 産業雇用安定助成金

(3) 災害特例人材確保支援コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第15条の4の4の規定に基づく産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）（以下「助成金」という。）の支給については、「第1共通要領」に定めるほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨
0101 趣旨
0102 適用単位

0200 定義
0201 出向
0202 部分出向
0203 所定労働時間・所定外労働時間・所定休日・所定労働日・所定外労働等
0204 労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額
0205 時間外等割増賃金
0206 大分類

0300 支給要件
0301 支給対象事業主
0302 出向開始基準日
0303 対象労働者
0304 支給対象となる出向
0305 書類の整備等

0400 支給額
0401 支給額
0402 支給額算定上の留意事項
0403 支給限度日数等

0500 計画届の提出
0501 計画届の提出
0502 計画届の受理
0503 計画届の変更・取下げ

0600 計画届の確認

0700 支給申請
0701 支給申請書の提出
0702 支給申請書の受理

0800 支給要件の確認
0801 出向の実施状況の確認
0802 出向労働者の人数の確認
0803 出向の目的等の確認
0804 出向元事業主と出向先事業主との出向契約等の確認
0805 出向元事業所及び出向先事業所の確認
0806 出向の時期と期間の確認
0807 出向元事業主が出向労働者の賃金の一部等を負担していること及びその額の確認
0808 出向先事業主が出向労働者の賃金の一部等を負担していること及びその額の確認
0809 支給額の確認
0810 出向中の賃金額が出向前の賃金額に相当することの確認
0811 部分出向を行う場合の確認
0812 事業所の状況の再確認
0813 支給限度日数等の確認
0814 補正

0900 支給決定
0901 支給決定通知
0902 出向先事業所を管轄する都道府県労働局長への連絡
0903 支給台帳への記入及び書類の保存

0601 経済上の理由の確認	1000 返還等
0602 支給対象事業主であることの確認	1001 返還
0603 生産指標の確認	1002 連帶債務
0604 雇用指標の確認	
0605 事業所の状況の確認	1100 附則
0606 判定基礎期間の確認	1101 公共職業安定所長への業務の委任
0607 労働組合等の確認	1102 各種様式及び任意の様式の特例
0608 出向の計画についての確認	1103 施行期日
0609 出向についての確認	1104 経過措置

0100 趣旨

0101 趣旨

令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により確保するため、労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して助成及び援助を行うものである。

0102 適用単位

助成金の支給は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。

ただし、出向元事業所については、雇用保険の適用において雇用保険非該当施設として安定

(令和7年1012月126日)

所長の承認を受けている施設が、次の①から③のいずれかに該当し、実態として、雇用保険適用事業所に準じる機能を果たしていると認められる場合は、助成金の支給においてこれを雇用保険の適用事業所とみなすことができる。

- ① 従業員を他の事業所や施設に配転することが実態的に困難な状況にあること
- ② 人事・経理・経営（又は業務）上の指揮監督、労働の態様等において、部分的にせよ一定の独立性を有すること
- ③ 施設としての持続性を有すること

0200 定義

0201 出向

「出向」とは、労働者が事業所の従業員たる地位を保有しつつ、当該事業所（以下「出向元事業所」という。）から他の事業主の事業所（以下「出向先事業所」という。）において勤務すること（いわゆる在籍型出向）をいう。

0202 部分出向

「部分出向」とは、出向のうち、出向期間内に出向元事業所と出向先事業所の両方で勤務することをいう。

ただし、出向先事業所で勤務を行う日と同一日に出向元事業所においても勤務を行うもの及び出向期間中の1か月ごとの出向先事業所で勤務する日数が出向元事業所において出向を行う前の原則1か月の所定労働日数の5分の1半分未満であるものは、本助成金の対象とする部分出向に含まない。

0203 所定労働時間・所定外労働時間・所定休日・所定労働日・所定外労働等

イ 「所定労働時間」とは、「法定労働時間」の範囲内で、労働契約、就業規則、労働協約等によって労働者が勤務すべきものとして定められた時間をいう。

ロ 「所定外労働時間」とは、「所定労働時間」を超える労働時間をいう。

(参考)

- ・「法定労働時間」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。）第32条で定められた、1日8時間・1週40時間の労働時間をいう。ただし、商業、映画・演劇業（映画製作の事業を除く）、保健衛生業及び接客娯楽業であって、常時使用する労働者が10人未満の事業場は、特例として1週44時間とされており、これに該当する事業所においては、特に断りがない限り、「1週40時間」を「1週44時間」に読み替える。
- ・「法定外労働時間」とは、「法定労働時間」を超える労働時間をいう。

ハ 「所定休日」とは、労働契約、就業規則、労働協約等によって労働者が勤務を要さない日として定められた日をいう。

ニ 「所定労働日」とは、労働契約、就業規則、労働協約等により労働すべき日とされた日をいう。

1所定労働日は、原則として暦日を単位とし、その日の「所定労働時間」の長短にかかわらず一律に1所定労働日とする。また、昼夜三交代制等にみられるように連続する「所定労働時間」が2暦日にわたる場合は、始業時刻の属する日を「所定労働日」とし、当該「所定

労働時間」をその日の「所定労働時間」とする。

(参考)

- ・「法定休日」とは、労働基準法第35条で定められた、毎週1日（又は4週で4日）の休日をいう。

ホ 以上を踏まえ、本要領において「所定外労働等」とは、所定外労働、法定外労働、所定休日労働、法定休日労働を総称する場合に用いる。

0204 労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額

「労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額」とは、事業所において、0304の対象労働者（この要領において以下「対象労働者」という。）の「0205の時間外等割増賃金の算定の基礎となる1時間当たり賃金の額」をいう。

なお、当該事業所において0205の時間外等割増賃金の算定の基礎となる1時間当たりの賃金の額が明確に定められていない場合は、労働基準法第37条第5項及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第21条の規定に基づき、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いて次のイからトにより算定した額を、「労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額」とする。

イ 時間によって定められた賃金

その額

ロ 日によって定められた賃金

その金額を1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間ににおける1日平均労働時間数）で除して得た金額

ハ 週によって定められた賃金

その金額を週における所定労働時間数（週によって所定労働時間数が異なる場合には、4週間ににおける1週平均所定労働時間数）で除して得た金額

ニ 月によって定められた賃金（休日手当その他イからハ及びホからトまでに掲げる賃金以外の賃金を含む。）

その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間ににおける1月平均所定労働時間数）で除して得た金額

ホ 月、週以外の一定の期間によって定められた賃金

イからニに準じて算定した金額

ヘ 出来高払い制その他の請負制によって定められた賃金

賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間。以下同じ。）において出来高払い制その他の請負制によって算定された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除して得た金額

ト イからへの賃金の2以上からなる賃金

その部分についてイからへによってそれぞれ算定した金額の合計額

0205 時間外等割増賃金

「時間外等割増賃金」とは、労働基準法第37条に基づいて、「法定外労働時間」に係る労働に対して支払われるべき「時間外割増賃金」（25%以上（大企業については月60時間を超える

分について 50%以上))、「法定休日」における労働に対して支払われるべき「休日割増賃金」(35%以上)、及び深夜労働に対して支払われるべき「深夜割増賃金」(25%以上)の総称である。

0206 大分類

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月 30 日付け総務省告示第 405 号）における大分類をいう。

0300 支給要件

0301 支給対象事業主

助成金の対象となる事業主は、対象労働者を出向により送り出す事業主（以下「出向元事業主」という。）及び当該対象労働者を出向により受け入れる事業主（以下「出向先事業主」という。）であり、「第 1 共通要領」0300 を満たすことのほか、出向元事業主についてはイ、出向先事業主についてはロの要件を満たす事業主とする。

イ 出向元事業主

次の(イ)から、(ロ)及び(ハ)(二)のすべての要件を満たす事業主

(イ) 七尾公共職業安定所の管轄区域（七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町）又は輪島公共職業安定所の管轄区域（輪島市、穴水町、珠洲市、能登町）に所在する事業所の事業主であって、令和 6 年能登半島地震に伴う経済上の理由により、生産量（額）、販売量（額）又は売上高等事業活動を示す指標（以下「生産指標」という。）の最近 1 か月間の値が前年同期に比べ、10%以上減少している事業所の事業主（生産量要件）。ただし、生産量要件を比較する 1 か月間について、雇用保険の適用事業所であって、当該 1 か月間を通じて雇用保険被保険者がいる場合に本要件を満たすこととなる。

生産量要件の比較については、「出向実施計画（変更）届（出向元事業主）」（様式第 1 号）（以下「計画届（出向元）」といふ。また、「出向実施計画（変更）届（出向先事業主）」（様式第 2 号）（以下「計画届（出向先）」といふ）と併せて「計画届」といふ。）の提出日の属する月の前月と、前年同期との比較により行うものとするが、当該前年同期が令和 6 年 1 月以降となる場合においては、「前年同期に比べ」を「令和 5 年 1 月から 12 月までの任意の 1 か月（当該 1 か月間を通じて雇用保険被保険者がいる場合に限る。）に比べ」に読み替えること。この場合、令和 6 年能登半島地震より後に事業所を設置した場合や、令和 6 年能登半島地震より前に比較対象となる 1 か月がない場合は本コースの対象とならない。

(ロ) 次のいずれかに該当する事業主等の資本的、経済的、組織的関連性等からみて、助成金の支給において出向先事業主との独立性を認めることが適当でないと判断されないこと。

a 他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。

b 取締役会の構成員について、代表取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）が同一人物であること、又は取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

(ハ) 本助成金の支給対象となる期間において、出向元事業所において他の事業所に係る雇用保険被保険者を出向により受け入れ、当該出向について当該他の事業所の事業主が産業雇

用安定助成金（スキルアップ支援コース、雇用維持支援コース、災害特例人材確保支援コース）、雇用調整助成金（出向）又は通年雇用助成金の支給を受けていないこと又は受けようとしていること。

(二) 管轄労働局長の求めに応じて出向の実施状況を報告するとともに、管轄労働局長による当該内容に係る調査、確認に応じることに同意する事業主

□ 出向先事業主

次の(イ)から、(ロ)、(ハ)及び(ニ)(ホ)のすべての要件を満たす事業主

- (イ) 次のいずれかに該当する事業主等の資本的、経済的、組織的関連性等からみて、助成金の支給において出向元事業主との独立性を認めることが適当でないと判断されないこと。
a 他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。
b 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- (ロ) 支給対象となる出向の初日（以下「出向開始日」という。）の前日から起算して6か月前の日から支給申請を行う0701イの支給対象期（判定基礎期間又は二から六の連続する判定基礎期間）の末日までの間において、対象労働者の受入れに際し、その雇用する被保険者を事業主都合により離職（雇用保険制度における喪失原因コード3に該当）させた事業主以外であること。
- (ハ) 雇用保険被保険者数及び当該事業所で受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標（以下「雇用指標」という。）の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えるかつ4名以上）減少していない事業所の事業主（雇用量要件）

ただし、雇用保険被保険者数については、労働者の責めに帰すべき理由により解雇された雇用保険被保険者、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことにより解雇された雇用保険被保険者及び日雇労働被保険者を除く数とする。

またただし、雇用指標の減少が、令和6年能登半島地震の影響によるやむを得ない事情による場合については、要件を満たすものとすることができます。

雇用量要件の比較については、原則、計画届の提出日の属する月の前々々月から前月の3か月平均値と、前年同期との比較により行うものとするが、雇用指標について前年同期と比較することが適當ではないと認められる場合（雇用指標について前年同期と比較できない場合に限る。）は、「最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ」の値を算定する月数及び比較に用いる月（以下、「比較月等」という。）について、次の①のとおり読み替えることができるものとする。

- ① 「最近1か月間（計画届の提出日の属する月の前月）の値が事業の開始期または、立ち上げ期等によりその他の比較月等（ただし、計画届の提出日の属する月の前々月から直近1年間の指標とする。）を用いることが適當だと認められる1か月（雇用保険適用事業所設置後であって雇用保険被保険者を雇用している場合に限る。）に比べ」に読み替えることができるものとする。
- (ニ) 本助成金の支給対象となる期間において、出向先事業所において自己の労働者について、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース、雇用維持支援コース、災害特例人材

確保支援コース（出向元事業主の場合に限る。））、雇用調整助成金又は通年雇用助成金（事業所内就業及び事業所外就業、休業、職業訓練）の支給を受けていないこと又は受けようとしていること。

(ホ) 管轄労働局長の求めに応じて出向の実施状況を報告するとともに、管轄労働局長による当該内容に係る調査、確認に応じることに同意する事業主

0302 出向開始基準日

一の出向元事業所において対象労働者の出向を開始する日をいい、複数の出向先事業所に対象労働者の出向を実施する場合は、出向開始日が最も早い出向先事業所に係る当該日をいう。

0303 対象労働者

「対象労働者」とは、助成金を受けようとする出向元事業所において雇用する本助成金の支給対象となる出向の対象となりうる雇用保険の被保険者である者であって計画届に記載のある労働者をいう。ただし、次のイから上へまでのいずれかに該当する者を除く。

イ 計画届に基づく出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満である者

ロ 解雇を予告された者、退職願を提出した者又は事業主による退職勧奨に応じた者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）

ハ 雇用保険法第37条の5第1項の申出をして高年齢被保険者となった者（特例高年齢被保険者。複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について、本人の申出に基づき、雇用保険の高年齢被保険者となることができるもの。）

ニ 日雇労働被保険者

ホ 以下のいずれかに該当する事業主等の資本的、経済的、組織的関連性等からみて、本助成金の支給において独立性を認めることが適当でないと判断される事業主から、当該事業主において雇用保険業務に関する業務取扱要領20351(1)に規定する雇用される労働者に該当しない者を雇い入れている場合における、当該雇入れ者

ア 他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。

ブ 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

ヘ 事業主が、その事業所において雇用保険業務に関する業務取扱要領20351(1)に規定する雇用される労働者に該当しない者を2以上の事業主間で交換し雇い入れている場合における、当該雇入れ者

ト 出向元事業主に雇用される労働者のうち、出向開始日以前直近1か月における七尾公共職業安定所の管轄区域又は輪島公共職業安定所の管轄区域以外（以下「対象区域外」という。）で勤務する日数が、所定労働日数の半分以上である者

0304 支給対象となる出向

助成金の対象となる出向は、出向元事業主と出向先事業主の間で、その出向元事業所における対象労働者について計画届に基づいて行う、次のイからヌ（リは該当する場合）のいずれにも該当する出向とする。

イ 出向元事業所から出向先事業所（雇用保険の適用事業所に限る。）に出向させ、かつ、当該出向先事業所において就労することとなるものであること。

ロ 出向の目的等

次の（イ）又は（ロ）のいずれかを目的とする出向でないこと。

(イ) 労働者の雇用維持を目的としないで行われる出向であって、経営指導・技術指導、職業能力開発、人事交流等を目的として行われるもの（※）。

(※) 例えば、

- ・ 出向元事業所において出向労働者が従事していた業務について、出向先事業所に委託・請負等を行った上で、出向労働者が当該業務を出向先事業所において引き続き行うこととなるもの
- ・ 令和6年1月以降に、出向元事業所の業務を当該事業所以外の事業所に委託・請負等を行い、出向元事業所の業務量を意図的に減少させた上で行われるものなどは本要件に当たると解される。

(ロ) 労働者を交換しあうこととなる出向。

ハ 労働組合等との出向協定

次の（イ）から（ニ）に掲げる事項について、あらかじめ、出向元事業主と労働組合等との間に書面による協定（以下「出向協定」という。また当該書面を「出向協定書」という。）がなされ、当該出向協定に定めるところによって行われるものであること。

(イ) 出向先事業所の名称、所在地、事業の種類及び事業主の氏名（法人の場合は代表者の氏名）

(ロ) 出向実施予定期間・期間

出向を実施する予定の時期（始期及び終期）とその期間（年月数）について定める。

出向に係る労働者（以下「出向労働者」という。）が複数いて時期・期間のパターンが複数ある場合や、協定の締結段階で具体的な出向労働者が未確定であるなどの理由で時期・期間を確定できない場合は、時期・期間の最大幅及びその範囲内での各出向労働者の出向実施予定期間（1か月以上1年2年以内に限る）を定めることも可能。

(ハ) 出向期間中及び出向終了後の処遇

A 出向の形態と雇用関係

出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向先事業所において勤務する形態（その場合、出向元事業所においては出向期間中、休職扱いとすることが定められているもの（部分出向である場合を除く。）に限る。）であることを定める。

b 出向期間中の賃金

出向期間中の賃金額の決定方法と出向前と比べた水準、賃金の支払者等、出向労働者の立場からみて必要となる、賃金に係る事項を定める。

なお、出向元事業主と出向先事業主の間における賃金の負担・補助については、ホ（ニ）の7つの類型のいずれかに該当する必要があるが、出向労働者に直接関係がないため「出向協定書」に定めることは任意とする。

c 出向期間中のその他の労働条件

d 出向期間中の雇用保険の適用

出向労働者の出向期間中の雇用保険の適用を、出向元事業所と出向先事業所のいずれ

（令和7年10月26日）

で行うかを定める。なお労災保険は原則として出向先事業所で適用される。

e 出向終了後の処遇

出向終了後に出向労働者が出向元事業所に復帰（連続して他の事業所に出向した後に復帰する場合も含む。以下同じ）する予定であること及び出向労働者が復帰した際の職務や賃金等について定める。

(二) 出向労働者の範囲及び人数

出向労働者の範囲については、出向元事業所の労働者のうち出向労働者となりうる者の所属する部署・部門又は役職等を定める。また出向労働者の人数については、出向労働者が確定していればその確定数、未確定であればその概数を定める。

ニ 本人同意

すべての出向労働者が、出向することについて同意していること。

ホ 出向元事業主と出向先事業主との出向契約

次の(イ)から(ホ)までに掲げる事項について、出向元事業主と出向先事業主との間であらかじめ締結された文書による契約（以下「出向契約」という。また当該文書を「出向契約書」という。）に定めるところにより実施されるものであること。

(イ) 出向元事業所及び出向先事業所の名称及び所在地

(ロ) 出向労働者ごとの出向実施時期・期間

出向を実施する時期（開始日及び終了日）とその期間について、出向労働者ごとに定める。

(ハ) 出向中の処遇

a 出向の形態と雇用関係

出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向先事業所において勤務する形態（その場合、出向元事業所においては出向期間中休職扱いとすることが定められているもの（部分出向である場合を除く。）に限る。）であることを明確化する。

b 出向期間中の賃金

賃金の支払者、支払方法その他賃金に関する事項

c 出向期間中のその他の労働条件

d 出向期間中の雇用保険の適用

出向労働者の出向期間中の雇用保険の適用を出向元事業所と出向先事業所のいずれで行うかを規定する。

(二) 出向元事業主及び出向先事業主の間の賃金の負担・補助

出向期間中の出向労働者の賃金については、下記トを前提とする必要があるが、当該負担の考え方、負担額の算定方法等について規定する。さらに両事業主の間で賃金補助を行う場合は、当該補助の考え方、補助額の算定の方法、補助額の支払いの方法・時期等について規定する。

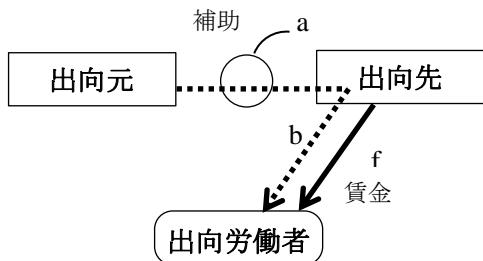
なお、両事業主間の賃金の負担・補助は、次の7つの類型のいずれかに該当している必要がある。これは、両事業主の間のいずれの出向労働者についても原則として同様の類型とすること。

a 出向元事業主が出向先事業主に対して賃金の全部又は一部を補助する

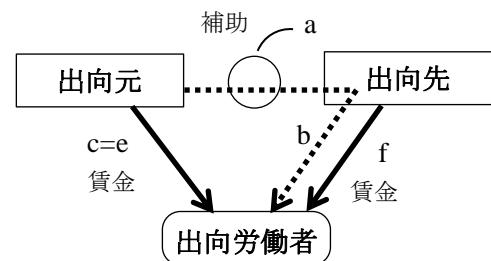
(a) 出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支払う【A型】

- (b) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う 【B型】
 - b 出向元事業主が出向労働者に対して賃金を支払う
 - (a) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の全部又は一部の補助を受ける 【C型】
 - (b) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の一部の補助を受け、出向先事業主が賃金を支払う。 【D型】
 - (c) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う（出向元事業主と出向先事業主間の賃金の補助はない） 【E型】
 - (d) 出向元事業主が出向労働者に対して全額賃金を支払う 【F型】
 - c 出向先事業主が出向労働者に対して全額賃金を支払う 【G型】
-

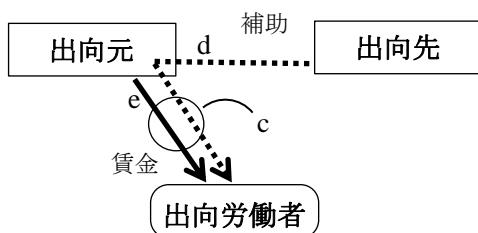
【A型】



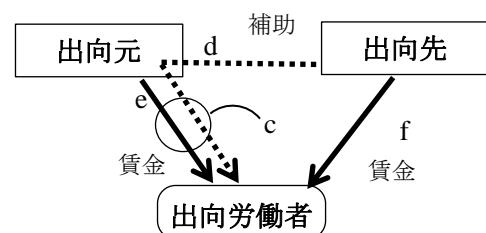
【B型】



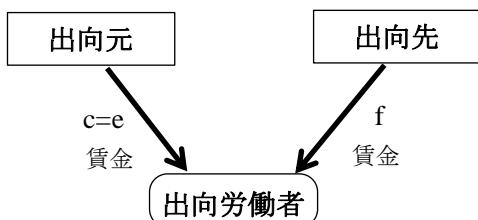
【C型】



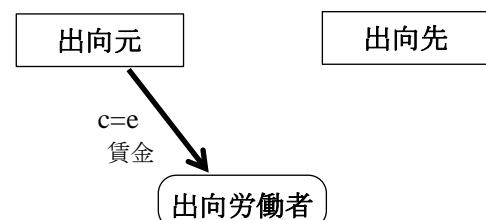
【D型】



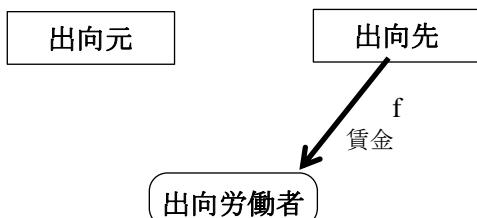
【E型】



【F型】



【G型】



a = 出向元事業主が出向先事業主に対して補助した（する）額

b = 出向先事業主が出向元事業主から補助を受けた（受ける）額のうち 0701 イの支給対象期における出向労働者の賃金に補填した（する）額

- c = 出向元事業主が労働者に支払った額
- d = 出向先事業主が出向元事業主に対して補助した（する）額
- e = 出向元事業主が労働者に支払った額（C型、D型についてはうち、出向先事業主から補助を受けた（受ける）額のうち 0701 イの支給対象期における出向労働者の賃金に補填した（する）額を除いた額）
- f = 出向先事業主が労働者に支払った額（A型、B型についてはうち、出向元事業主から補助を受けた（受ける）額のうち 0701 イの支給対象期における出向労働者の賃金に補填した（する）額を除いた額）

なお、両事業主の間での賃金補助（a 及び d）については、当該出向労働者の最後の 0701 イの支給対象期の支給申請を行うまでに両事業主間で支払いが行われる必要がある。

(ホ) 出向期間終了後に出向元事業所に復帰する予定であること。

ヘ 出向の期間

- (イ) 令和 6 年 12 月 17 日以降に開始されたものであること。
- (ロ) 出向先事業所における出向労働者ごとの出向期間が、ホの出向契約に基づき、1 か月以上 1年2年 以内であって、終了後に出向元事業所に復帰するものであること。
- (ハ) 同一の出向労働者について、同一の出向期間内に異なる 2 以上の出向先事業所への出向を行うものでないこと。

ト 出向中の賃金

- (イ) 出向元事業主が、ホの出向契約に基づき、出向労働者の賃金を負担する場合は、出向先事業主に対して補助するか、又は出向労働者に対して直接賃金を支払うこと。
 - (ロ) 出向先事業主が、ホの出向契約に基づき、出向労働者の賃金を負担する場合は、出向元事業主に対して補助するか、又は出向労働者に対して直接賃金を支払うこと。
 - (ハ) 出向労働者に対して出向期間中に支払われた賃金（時間外等割増賃金、臨時に支払われた賃金及び 3 か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。）の額が、概ね出向前の労働日に通常支払われる賃金の額に相当すること。
- (ニ) 令和78 年 12 月 31 日以前の出向に対して支払われた賃金経費であること。

チ 労働組合等による出向の実施状況の確認

労働組合等によって出向の実施状況について確認を受けること。

リ 部分出向

部分出向を行う場合は、次の(イ)及び(ロ)を満たすこと。

- (イ) 出向先事業所で勤務を行う日と同一日に出向元事業所において勤務を行わないこと。
- (ロ) 出向期間中における 1 か月ごとの出向先事業所で勤務する予定の日数が出向元事業所において出向を行う前の原則 1 か月の所定労働日数の 5 分の 1 半分 以上であること。

ヌ 出向元事業主及び出向先事業主の双方が支給要件を満たすこと

助成金の支給対象となるのは出向元事業主に係る要件をいずれも満たし、かつ出向先事業主に係る要件をいずれも満たす出向に限られる（一の出向を実施する出向元事業主及び出向先事業主について、出向元事業主又は出向先事業主のいずれかが助成金の要件をいずれも満たしていたとしても、他方が要件を満たさない場合には、当該他方はもとより、当該要件を満たした出向元事業主又は出向先事業主も本要件を満たさないこととなる）こと。

ただし、出向先事業主が「第1 共通要領」0303の国等である場合においては、出向労働者の受け入れにあたり、公正な選考をはじめとする関係法令の遵守、出向労働者の任用形態等を勘案し、出向元事業主に限り助成金の支給対象とするか否かを判断すること。

0305 書類の整備等

助成金の支給を受けようとする出向元事業主及び出向先事業主は、その事業所において、次のイ～ホの書類及び出向元事業所の所在地を管轄する労働局（以下「管轄労働局」という。）の長が必要と認める書類について整備し、支給のための手続きに当たって必要となるものを出向元事業主が出向先事業主に係るものを含めて管轄労働局等へ提出するとともに、保存して管轄労働局から提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

イ 確認書類(1)（労働組合等との協定に関する書類）

(イ) 出向の実施について労働組合等との間で締結した協定書

「出向協定書」（0304ハに示す事項が盛り込まれていること）

(ロ) 労働者代表の確認のための書類

出向協定書に氏名等を記載した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表する者であることを確認するための次のa又はbの書類。いずれも、作成年月日が協定の締結前のものであることが必要。

a 労働組合がある場合

組合員数を確認できる「組合員名簿」などの書類

b 労働組合がない場合

「労働者代表選任書」、「委任状」などの書類（労働者代表及び労働者により氏名等が記載されたもの）

ロ 確認書類(2)（事業所の状況に関する書類）

(イ) 生産指標の確認のための書類（出向元事業主のみ）

生産量要件を比較する1か月間それぞれの売上高、生産高又は出荷高を確認できる「月次損益計算書」、「総勘定元帳」、「生産月報」などの書類

(ロ) 0301ロ (ハ) の雇用量要件の確認のため、受け入れている派遣労働者の人数の確認のための書類（派遣労働者を受け入れている場合）（出向先事業主のみ）

最近3か月分及び前年同期3か月（0301ロ (ハ)①の規定により比較月等を読み替えた場合は、当該比較月等）分の月ごとのその人数を確認することができる「派遣先管理台帳」の写し等の書類

なお、出向先事業所において、一定数以上の派遣労働者を受け入れており、かつ派遣先管理台帳の提出に著しい時間・手間を要する場合は、他の書類の提出に替えることができるものとする。

(ハ) 所定の労働日・労働時間・休日や賃金制度の確認のための書類

事業所ごとに定められている、所定労働日・所定休日・所定労働時間等や、賃金締切日等の賃金制度の規定を確認できる「就業規則」、「給与規定」、「年間休日カレンダー」などの書類

ハ 確認書類(3)（出向契約に関する書類）

(イ) 出向の実施について出向元事業主と出向先事業主との間で締結した出向契約書

「出向契約書」（0304ホに示す事項が盛り込まれていること）

（令和7年10月26日）

ニ 確認書類(4)（出向の実績に関する書類）

(イ) 出向の事実、出向の時期、出向労働者の人数、出向の形態と雇用関係の確認のための書類

出向労働者が出向開始日以降に出向先事業所で実際に勤務していること、出向先事業所での勤務状況、出向労働者の人数、出向の形態と雇用関係が確認できる、出向元事業所及び出向先事業所の「労働者名簿」、「出勤簿」、「タイムカード」などの書類

(ロ) 出向労働者の賃金の支払い状況等の確認のための書類

出向労働者の賃金の支払い方法に応じたaとbの両方の書類

a 出向元事業主又は出向先事業主が出向労働者の賃金の全部又は一部を負担していることが確認できる書類（部分出向を行う場合の出向元事業所の書類は、出向先事業所で勤務を行う日に係る出向労働者の賃金に対して出向元事業主が負担した額を確認できるものに限る。）

(a) 出向労働者の賃金を出向元事業主が支払っている場合（B型・C型・D型・E型・F型）

出向元事業所の「賃金台帳」などの書類

(b) 出向労働者の賃金を出向先事業主が支払っている場合（A型・B型・D型・E型・G型）

出向先事業所の「賃金台帳」などの書類

(c) 出向労働者の賃金について出向元事業主と出向先事業主の間で補助している場合（A型・B型・C型・D型）

「賃金補助額を証明する書類」（その額が証明されるものであれば書類の種類・名称・様式は問わない。出向元事業主・出向先事業主のいずれが作成したものでもよい。ただし月ごとの額が確認できるもの）

b 出向中の賃金額が出向前の賃金額に相当することを確認できる書類

(a) から(d)のすべての書類

(a) 各出向労働者に係る、出向開始日前1週間の総所定労働時間数・総所定労働日数を確認できる出向元事業所の「就業規則」などの書類

(b) 各出向労働者に係る、出向開始日前日現在の労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額を確認できる（所定労働日・所定労働時間に対して支払われた基本賃金と、所定外労働等に対する賃金や諸手当が明確に区分されている）、出向元事業所の「賃金台帳」などの書類

(c) 各出向労働者に係る、0701イの「支給対象期」末日以前1週間の総所定労働時間数・総所定労働日数を確認できる出向元事業所又は出向先事業所の「就業規則」などの書類

(d) 各出向労働者に係る、0701イの「支給対象期」末日現在の労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額を確認できる（所定労働日・所定労働時間に対して支払われた基本賃金と、所定外労働等に対する賃金や諸手当が明確に区分されている）、出向元事業所又は出向先事業所の「賃金台帳」などの書類

ホ 確認書類(5)（出向終了後に出向元事業所に復帰していることの確認のための書類）

労働者名簿、出勤簿、タイムカードなどの書類

（令和7年10月26日）

0400 支給額

0401 支給額

助成金の支給額はイ（ロに該当する場合はロ）の額である。

イ 出向元事業主については(イ)の額、出向先事業主については(ロ)の額にそれぞれ 3 分の 2 (中小企業事業主にあっては 5 分の 4) を乗じて求めた額とする。

また、(イ)の額及び(ロ)の額の計が【計算式 1】によって求めた額を上回る場合は、(イ)の額は【計算式 2】により、(ロ)の額は【計算式 3】により、それぞれ求める額とする。

なお、賃金については臨時に支払われた賃金及び 3 か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除くものであることに留意すること（0304 ト(ハ)）。

(イ) 出向労働者の賃金に対して出向元事業主が負担した額（出向元事業主への支給額）

出向元事業主と出向先事業主の間の賃金の負担・補助の関係（0304 ホ(ニ)）に応じて、A型の場合は b の額、B型の場合は b の額と $c=e$ の額の和、C型・D型の場合は e の額、E型・F型の場合は $c=e$ の額。ただし、部分出向の場合は A～G型のいずれの場合も、出向先事業所で勤務を行う日に係る出向労働者の賃金に対するものに限る。

a 0304 により出向元事業主が出向先事業主に対して補助した（する）額（0807 ロ(イ)の(a)の額）のうち、0701 イの支給対象期に係る出向労働者の出向先事業所における出向期間について当該出向労働者の賃金に補填された（する）額（0807 ロ(ロ)の(b)の額）

b 0304 により出向元事業主が 0701 イの支給対象期における出向労働者の賃金として支払った額（0807 ハ(ハ)の(c=e)の額）（賃金の一部について出向先事業主が出向元事業主に対して補助する場合には、その額（0807 ハ(ロ)の(c-e)の額）を控除した額（0807 ハ(ロ)の(e)の額））

(ロ) 出向労働者の賃金に対して出向先事業主が負担した額（出向先事業主への支給額）

出向元事業主と出向先事業主の間の賃金の負担・補助の関係（0304 ホ(ニ)）に応じて、A型・B型・E型・G型の場合は f の額、C型の場合は $c-e$ の額、D型の場合は $c-e$ の額と f の額の和。

a 0304 により出向先事業主が出向元事業主に対して補助した（する）額（0808 ハ(イ)の(d)の額）のうち、0701 イの支給対象期に係る出向労働者の出向先事業所における出向期間について当該出向労働者の賃金に補填された（する）額（0808 ハ(ロ)の c-e の額）

b 0304 により出向先事業主が 0701 イの支給対象期における出向労働者の賃金として支払った額（0808 ロ(ハ)又は(ニ)の(f)の額）

【計算式 1】

[当該出向労働者の出向開始日の前日における
労働日に通常支払われる 1 時間あたりの賃金の額]

（当該出向開始日前 1 週間の総所定労働時間数）

（令和 7 年 10 月 26 日）

$$\times \frac{\text{(当該出向開始日前 1 週間の総所定労働日数)}}{\text{支給対象期の出向先事業所における実労働日数 (※)}}$$

- (※) 出向労働者が実際に労働した日数をいい、所定労働日における労働はもとより、法定休日にも労働をしていれば実労働日数に含む。なお、年次有給休暇を取得した日は、所定労働日に所定労働時間分の労働を行ったものとして取り扱うこととして実労働日数に含めるものとする。
- (※) 1 実労働日は、原則として暦日を単位とし、その日の実際の労働時間の長短にかかわらず一律に 1 実労働日とする。また、昼夜三交代制等にみられるように連続する「所定労働時間」が 2 暦日にわたる場合は、始業時刻の属する日を「所定労働日」とし、当該「所定労働時間」をその日の「所定労働時間」とし、当該「所定労働時間」中に労働をしていれば、これを 1 実労働日とする。

【計算式 2】

$$\frac{\text{【計算式 1】によって求めた額}}{\text{0401 イ(イ)の額} + \text{0401 イ(ロ)の額}}$$

【計算式 3】

$$\frac{\text{【計算式 1】によって求めた額}}{\text{0401 イ(ロ)の額} + \text{0401 イ(イ)の額} + \text{0401 イ(ロ)の額}}$$

ロ イによって求めた出向元事業主への支給額及び出向先事業主への支給額の合計の額が雇用保険の基本手当の日額の最高額に支給対象期の出向先事業所における実労働日数を乗じて得た額を上回る場合は、次により求める額

【出向元事業主への支給額】

$$\begin{aligned} &\text{雇用保険の基本手当の日額の最高額に支給対象期の} \\ &\text{出向先事業所における実労働日数を乗じて得た額} \\ &\text{0401 イ(イ)の額} \\ &\times \frac{\text{0401 イ(イ)の額} + \text{0401 イ(ロ)の額}}{\text{0401 イ(イ)の額} + \text{0401 イ(ロ)の額}} \end{aligned}$$

【出向先事業主への支給額】

$$\begin{aligned} &\text{雇用保険の基本手当の日額の最高額に支給対象期の} \\ &\text{出向先事業所における実労働日数を乗じて得た額} \\ &\text{0401 イ(ロ)の額} \end{aligned}$$

(令和 7 年 10 月 26 日)

×

0401 イ(イ)の額+0401 イ(ロ)の額

0402 支給額算定上の留意事項

自己都合退職等の取り扱い

助成金は、次のイからニのいずれかの理由により出向開始日から起算して1か月が経過する前に出向労働者が出向先事業所に出向しなくなった場合には、当該出向しなくなった日の前日までの期間に係る0401の支給額のうちイ(ロ)に該当する場合はロ)を支給する。

イ 出向労働者の責に帰すべき理由により解雇した場合

ロ 出向労働者が自己の都合により退職した場合

ハ 出向労働者が死亡した場合

ニ 天災その他やむを得ない理由により継続が不可能となったために出向の解消を行った場合
この場合における0401の規定の適用については、「支給対象期」とあるのは「支給対象期の初日から出向しなくなった日の前日までの間」とする。

0403 支給限度日数等

0401の支給額については、イを上限とする。

イ 一の事業主に雇用された同一の労働者に対する助成金の支給は2412か月(730365日)(当該日数は、一の事業主に雇用された同一の労働者について支給決定を受けた出向期間の日数(実労働日以外の日を含む)を算定の対象とする。以下0403において同じ。)を限度とする。

また、同一の出向先事業所につき一の年度(支給申請年月日を基準として、同年度4月1日から翌年3月31日までをいう。)に出向労働者500人分(当該年度における初回の計画届の提出日の前日(ただし当該年度において前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合は、前年度の3月31日)において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者(計画届の提出日の前日において引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満である被保険者、解雇を予告された者等及び日雇労働被保険者を除く。)数が500人未満の場合は、その人数分。ただし、その数が10人未満の場合は10人分とする。)(当該人数は、一の出向先事業所につき一の年度中に支給決定を受けた出向労働者の人数を算定の対象とする。)を上限とする。ただし、前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合において、本助成金の出向労働者の雇用保険被保険者資格の取得又は喪失(出向による場合に限る。以下同じ。)があった場合は、当該雇用保険被保険者数に本助成金の出向労働者数を雇用保険被保険者資格の取得にあっては除いた人数分、喪失にあっては加えた人数分を上限とする。また、前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施しておらず、かつ支給申請日時点で当該年度における初回の計画届を提出していない場合、上限となる人数は、前年度と同数とする。

0500 計画届の提出

0501 計画届の提出

イ 計画届の提出

出向元事業主及び出向先事業主が本助成金の支給を受けようとする場合は、出向元事業主が出向開始基準日の前日まで(天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむ

を得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後 1か月以内）に、計画届及び別紙に下記ロの（イ）から（ハ）までの書類及びその他管轄労働局長が必要と認める書類を添付して届け出なければならない。ただし、下記ロの（イ）、（ロ）及び（ホ）については、計画届を提出した日から起算して 1か月が経過する日又は初回の支給申請書の提出日のいずれか早い日までに提出すればよいものとする。なお、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

ロ 計画届の添付書類

計画届に添付すべき書類は次のとおりである。

なお、（イ）、（ニ）及び（ホ）（0305 ロに示す確認書類のうち、（イ）及び（ロ）を除く。）の書類については、出向元事業所及び出向先事業所が、同一の管轄労働局長に対して 2回目以降の計画届を提出しようとするときは、初回の計画届提出日から変更がない場合において、（ニ）ただし書きに該当する場合を除き、重複する書類を省略することができるものとする。

（イ） 「事業活動の状況に関する申出書」

「出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書」（様式第 3 号。以下「事業活動の状況に関する申出書」という。）

（ロ） 「出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書」（様式第 4 号。以下「出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書」という。）

（ハ） 「出向に係る本人同意書」

「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向に係る本人同意書」（様式第 5 号。以下「出向に係る本人同意書」という。）

（ニ） 0305 イに示す労働組合等との協定に関する確認書類

出向協定書の有効期間内であること。ただし、有効期限が失効した場合は、改めて締結したものを作成し提出する。

（ホ） 0305 ロに示す事業所の状況に関する確認書類

（ハ） 0305 ハに示す出向契約に関する確認書類

ハ 計画届及び添付書類の作成及び提出に関する留意事項

計画届、別紙1及び添付書類の作成及び提出に当たっては、それぞれ次に留意すること。

また、管轄労働局長は、出向先事業主が出向元事業主に対して提出する書類に個人情報が記載されている場合は、出向先事業主は本人に対して、出向元事業主に個人情報を含む書類を提出することの同意を得るよう指導すること。

（イ） 計画届及び計画届（出向元）別紙 1

計画届（出向元）及び計画届（出向元）別紙 1 の作成は、出向元事業主が行うこと。また、本書類は出向元事業主が計画届（出向元）別紙 1 及び（ロ）～（ハ）と併せて管轄労働局長（管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる場合は、計画届を提出する事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長。以下 0501 において同じ。）へ提出すること。

計画届（出向先）の作成は、出向先事業主が行うこと。また、本書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が計画届（出向元）、計画届（出向元）別紙 1 及び（ロ）～（ハ）と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ロ) 出向に係る本人同意書

出向に係る本人同意書の作成は出向元事業主が行い、本人確認欄については対象労働者が記入すること。また、本書類は出向元事業主が(イ)及び(ハ)～(ヘ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ハ) 事業活動の状況に関する申出書

本書類の作成は、出向元事業主が行うこと。また、本書類は出向元事業主が(イ)、(ロ)及び(ニ)～(ヘ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ニ) 出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書

本書類の作成は、出向先事業主が行うこと。また、本書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が(イ)～(ハ)、(ホ)及び(ヘ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ホ) 0305 イに示す労働組合等との協定に関する確認書類

本書類の作成は、出向元事業主が行うこと。また、本書類は出向元事業主が(イ)～(ニ)及び(ヘ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ヘ) 0305 ロに示す事業所の状況に関する確認書類

本書類の作成は、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ行うこと。また、本書類のうち出向先事業主が作成した書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が、出向元事業主が作成した書類及び(イ)～(ホ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

ニ 計画届に記載できる対象労働者の出向時期

一の出向先事業所に係る「出向先事業所別調書」（様式第1号別紙1）の②欄に記載できる対象労働者は次の(イ)又は(ロ)に該当する者とする。

(イ) 出向開始日が計画届の提出日から起算して3か月以内の者

(ロ) 支給対象となる出向の末日（以下「出向終了日」という。）が、(イ)に該当する者のうち出向開始日の最も遅い者の出向開始日から起算して12か月（以下「審査対象期間」という。）以内の者

0502 計画届の受理

イ 管轄労働局長は、計画届が届け出られたときは、提出期限内の提出か、計画届に記載漏れがないか、生産指標の数値を実証する資料その他必要な資料が添付されているか等の形式的な不備がないことについて確認するとともに、0601から0609に掲げる事項に特に留意してこれを審査した上、受理するものとする。審査において、不備が発見された場合には、その補正を指導し、補正がなされたことを確認してから受理すること。ただし、0501イのただし書きにより計画届の提出日以降に添付書類を提出する旨の申告があった場合には、0601から0604及び0608ホ(ロ)に掲げる事項については審査は行わずして受理し、当該添付資料が提出され次第審査を行うこと。

ロ 助成金の目的が失業の予防にある旨を事業主に注意喚起すること。

ハ 助成金の支給の対象となるのは、0304に該当する出向であって、当該計画届により届け出られた範囲内で実施されるものとなる旨を事業主に確認すること。

ニ 計画届に記された出向の内容に応じて、対象労働者についての出向の実施状況及び手当の支払状況又は賃金の負担割合を明らかにする書類を整備し、第1共通要領の0404に基づき

（令和7年10月26日）

5年間保存すること等について指導すること。

また、助成金に係る提出書類(0700に規定する申請書類を含む)には、対象労働者の氏名、生年月日、住所等の個人情報が含まれることから、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者である場合には、同法に則って個人情報を取り扱うよう注意喚起すること。

ホ 計画届の記載内容に変更を生じたときは、遅滞なく0503により届け出るよう指導すること。

ヘ 届け出られた計画届については管轄労働局において保存すること。

なお、出向先事業所の所在地を管轄する労働局が管轄労働局と異なる場合は、写しを出向先事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に送付し、双方で保存すること。

0503 計画届の変更・取下げ

イ 事業主は、計画届のうち、出向先事業所の増加・変更、出向労働者の変更、出向労働者数の増加、出向期間の延長、賃金類型及び支給申請頻度に変更が生じたときは、変更の生じる最も早い日から起算して3か月前の日から当該変更が生じる最も早い日の前日まで(天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内)に、計画届により、その旨を管轄労働局長に届け出なければならない。なお、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

口 添付書類

添付すべき書類は次のとおりであり、計画届提出時から変更が生じる場合のみ添付すればよい。

また、(ニ)及び(ホ)(0305口に示す確認書類のうち、(イ)及び(ロ)を除く。)の書類については、計画届提出時の内容から変更が生じた箇所のみ抜粋して提出することができる。

なお、変更事由が出向期間の延長の場合で、出向期間の末日が令和7年12月31日として提出された計画届を延長する場合は、ホ(イ)によること。

(イ) 「事業活動の状況に関する申出書」

「出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書」

(ロ) 「出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書」

(ハ) 「出向に係る本人同意書」

「産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)出向に係る本人同意書」

(ニ) 0305イに示す労働組合等との協定に関する確認書類

出向協定書の有効期間内であること。ただし、有効期限が失効した場合は、改めて締結したものを提出する。

(ホ) 0305口に示す事業所の状況に関する確認書類

(ハ) 0305ハに示す出向契約に関する確認書類

ハ 変更事由が出向先事業所の変更の場合、0301口(ハ)の雇用量要件の確認を行うため、ロ(ロ)及び(ホ)(0305口に示す確認書類のうち、(イ)及び(ハ)を除く。)の書類を提出しなければならない。

三ロ 変更事由が出向労働者数の増加又は出向期間の延長の場合について、計画届に記載できる対象労働者の出向時期は0501ニを準用する。この場合において、0501ニ(イ)及び(ロ)中「出

(令和7年10月26日)

向開始日」とあるのは「変更の生じる日」と読み替えるものとする。

ホム 出向期間の末日が令和7年12月31日として提出された計画届における出向期間を延長する場合

(イ) 添付書類

届け出にあたっては、計画届及び出向先事業所別調書（様式第1号別紙1）にロ(イ)からロ(ハ)に示す書類及びその他管轄労働局長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。ただし、計画届提出時から変更がない場合、ロ(ニ)（0305イに示す確認書類のうち、(イ)を除く。）及び(ホ)（0305ロに示す確認書類のうち、(イ)及び(ロ)を除く。）の添付は省略することができる。

なお、ロ(イ)、(ロ)及び(ホ)に示す書類については、計画届を提出した日から起算して1か月が経過する日又は当該計画届に係る初回の支給申請書の提出日のいずれか早い日までに提出すればよいものとする。また、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

また、ロ(イ)及び(ホ)（0305ロに示す確認書類のうち、(ロ)を除く。）については、出向元事業所が同一の管轄労働局長に対して2回目以降の計画届を提出しようとするときは、初回の計画届提出日から変更がない場合において、添付を省略することができる。

(ロ) 生産指標及び雇用指標の確認

出向元事業所については0301イ(イ)の生産量要件の確認を行い、出向先事業所については0301ロ(ハ)の雇用量要件の確認を行う。

ヘミ 事業主は、計画届を取り下げるときは、やむを得ないと認められる場合を除き、支給申請ごとに0701の支給申請書を提出する前までに、計画届により管轄労働局長にその旨を届け出なければならない。なお、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

0600 計画届の確認

0601 経済上の理由の確認

イ 0301イの「令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由」とは、令和6年能登半島地震に伴う経済的な取引関係の悪化・困難等の事情であって、その具体的な範囲の例は次のとおり。
(0301イ関係)

「経済上の理由」の具体的な範囲の例：

例：需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難

例：取引先の被災による、原材料や商品等の取引困難

例：交通の途絶による、製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの生産及び販売環境の悪化

例：電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化

例：損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難

ロ 次の(イ)及び(ロ)に掲げる理由による事業活動の停止又は縮小は、助成金の支給対象とはならない。

(イ) 例年繰り返される季節的変動によるもの（自然現象に限らない。）

例：夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っていることにより事業活動の減少を余儀なくさ

れる場合

例：降雪地において冬季間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合

例：例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合

(ロ) 法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの（事業主が自主的に行っている場合を含む。）

例：営業規制、安全規制、競争規制等の法令違反（その疑いを含む。）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合

例：不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む。）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合

ハ 事業活動の縮小が「令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由」によるものであるか否かの判定は、「事業活動の状況に関する申出書」及び事情聴取等により行うこと。

ニ 次に掲げる例のような場合を含め前項によても判定が困難な場合は、事業主の疎明によりロ(イ)及び(ロ)に掲げる理由によるものではないことを確認すれば、経済上の理由によるものとして取り扱うこととして差し支えないこと。

例：企業恐喝、いたずら、風評被害による場合

例：贈収賄、横領等又はこれらの疑いにより社会的信用を失ったことによる場合

0602 支給対象事業主であることの確認

出向元事業主については、生産指標の変動が、0301 イ(イ)に規定する要件を満たしていることを 0601 及び 0603 に基づき「事業活動の状況に関する申出書」及びこれを実証する添付書類により確認すること。

出向先事業主については、雇用指標の変動が、0301 ロ(ハ)に規定する要件を満たしていることを 0604 に基づき「出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書」及びこれを実証する添付書類により確認すること。

0603 生産指標の確認

出向元事業主が生産指標として届けってきた数値が指標として適當であるか否かは、この要件の目的が生産指標の減少をもって（事業活動の縮小を余儀なくされ）雇用調整を実施せざるを得ないことを推定するものであることから雇用量の変動との相関がより高い指標であるか否か、かつ、多種多様な事業活動を一元的に示す指標として適當であるか否かをもって判断すること。

したがって、生産物品の生産量、販売物品の販売量又は売上高を用いることを原則とする。

しかし、生産量、販売量又は売上高によることが不適切又は困難であると認められる場合には、それぞれの事情に応じて最適と認められる指標を用いても差し支えない。

ただし、初回の確認時に利用した生産指標は、以降の確認時において原則として変更はできないものとする。（0301 イ(イ)関係）

0604 雇用指標の確認

出向先事業主については、出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書のA欄及びB欄により 0301 ロ(ハ)の要件を満たすか否かの確認を行う。

また、雇用保険被保険者数については、労働者の責めに帰すべき理由により解雇された雇用保険被保険者、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことにより解雇された雇用保険被保険者及び日雇労働被保険者を除く数とし、ハローワークシステムにより確認し、派遣労働者数については派遣先管理台帳の写し等により確認すること。(0301 ロ(ハ)関係)

0605 事業所の状況の確認

- イ 出向元事業主については計画届(出向元)の(3)欄と(4)欄に、出向先事業主については計画届(出向先)の①(3)欄と①(4)欄に齟齬がないことを確認すること。
- ロ 出向元事業主については計画届(出向元)の(3)及び(4)欄により、また、出向先事業主については、計画届(出向先)の①(3)及び(4)欄により、それぞれ第1共通要領の0202に規定する中小企業事業主であるか否かを確認すること。この場合において、原則として、常時雇用する労働者の数(以下「常用労働者数」という。)により確認することとし、それのみでは中小企業事業主であると見なせない場合のみ、原則、登記情報連携システム(法務省が運営する、登記事項証明書を閲覧及び出力することができるサービスをいう。以下同じ。)により確認すること。
- ハ 常時雇用する労働者の数は、次の(イ)及び(ロ)により確認すること。
- (イ) 出向元事業主については、計画届(出向元)に記載されている常用労働者数が、出向先事業主については計画届(出向先)に記載されている常用労働者数が第1共通要領の0202に定める数(例えば、製造業にあっては、300人)を超えていたときは、確認行為は要しないこと。
- (ロ) 常用労働者数が第1共通要領の0202に定める数以下である場合には、事業主から企業全体の被保険者数を申告させ、次のa及びbにより処理すること。ただし、常用労働者数が第1共通要領の0202に定める数を大幅に下回る場合等で当該事業主が中小企業事業主であることが明らかな場合は、この限りでない。
- a 被保険者数について第1共通要領の0202に定める数を下回ることが確認される場合には、常用労働者数についての確認行為は要しないこと。この場合において、被保険者数についての確認は、「雇用保険適用事業所台帳」「雇用保険被保険者台帳」(他の公共職業安定所の管轄に係る部分については、「被保険者資格喪失の確認通知書」等の提示を求める。)、ハローワークシステム等により行うこと。
- b 被保険者数が第1共通要領の0202に定める数を超えるときは、被保険者数と常用労働者数との差について事業主に疎明を求め、その疎明された限度において、当該被保険者数から疎明のあった常時雇用する労働者に該当しない者の数を差し引いた人数により常用労働者数を判定すること。
- ニ 事業所の業種の大分類については、出向元事業所については計画届(出向元)(3)欄、出向先事業所の業種大分類については計画届(出向先)①(3)欄に記載されている内容を、ハローワークシステムの「雇用保険適用事業所台帳」等により確認すること。

0606 判定基礎期間の確認

- イ 判定基礎期間とは、暦月をいう。
- ただし、B型、C型、D型、E型及びF型においては出向元事業主において出向労働者の

賃金締切日として毎月一定の期日が定められている場合は、出向元事業主の賃金締切期間をいい、A型及びG型においては出向先事業主において出向労働者の賃金締切日として毎月一定の期日が定められている場合は、出向先事業主の賃金締切期間をいう。

なお、1暦月内に賃金締切日として2以上の期日が定められているときは、その最後の期日の翌日から1か月間をいう。

- ロ イにかかわらず、次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合は、それぞれに定める期間を判定基礎期間とすることができます。
 - (イ) 出向開始日が判定基礎期間の中途にある場合 当該判定基礎期間内の出向開始日以後の期間とこの期間後1か月間とを通算した期間
 - (ロ) 出向終了日が判定基礎期間の中途にある場合 当該判定基礎期間内の出向終了日以前の期間とこの期間前1か月間とを通算した期間
- ハ 計画届（出向元）別紙1の（2-1）欄に記載された期間及び次の(イ)及び(ロ)の取り扱いにより判定基礎期間を確認すること。
 - (イ) 当該事業所の全ての出向労働者について同一の賃金締切日が定められている場合に限らず、当該事業所の出向労働者の過半数について同一の賃金締切日が定められている場合には、当該賃金締切日に係る賃金締切期間を当該事業所に係る全出向労働者についての判定基礎期間とすることとして取り扱い、これ以外の場合は当該事業所に係る全対象労働者について暦月を判定基礎期間とすること。
 - (ロ) 基本賃金の賃金締切日と時間外等割増賃金等の手当の賃金締切日とが異なるような場合は、基本賃金の支払いについての賃金締切日によることとして取り扱うこと。この場合において、基本賃金の支払いについての賃金締切日が明確でないときは、時間外等割増賃金等、労働日の勤務状況によって変化する賃金（手当）に係る賃金締切日によること。
- ニ 出向終了日が令和78年12月31日以降の場合は、当該判定基礎期間の末日は令和78年12月31日となる。

0607 労働組合等の確認

イ 労働組合等の代表性の確認(0304 ハ関係)

- (イ) 出向協定を締結した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表するものであることを、次のaからcのいずれかの方法により確認する。
 - a 労働組合がある場合は、「組合員名簿」等の組合員数を証明する書類
 - b 労働組合がない場合は、「労働者代表選任書」「委任状」等の書類
 - c 労働者の過半数に満たない労働組合がある場合等については、a及びbの方法を併用することにより確認することとして差し支えない。
- (ロ) 前項に定める書類については、特に期限の定めのない限り、一の計画届に基づく出向において有効である。したがって、労働者の退職等により、当該事業所における労働者の過半数を代表するという要件を満たさなくなった場合であっても、書類を再提出させる必要はない。
- (ハ) 出向協定が締結された場合は、特に対象者の範囲の定めのない限り、当該事業所における全ての対象労働者に対して、その効力が及ぶ。したがって、当該協定に反対する過半数に満たない労働組合等があっても、当該協定の対象となり得る。当該事例が生じた場合には、事業主に対して、当該労働組合等の労働者を出向の対象とする場合は、当該労働組合

（令和7年1012月126日）

等と交渉し理解を得た上で行うよう指導する。

(二) (イ)b に定める労働者の「委任状」については、当該事業所における労働者の過半数の「委任状」をもって足りる。さらに、「労働者代表選任書」及び「委任状」等については計画届提出時に併せて提出する必要がある。

ロ 出向協定書の記載事項の確認(0304 ハ関係)

「出向協定書」が、0304 ハに定める必要な事項を定めていることを確認する。

0608 出向の計画についての確認

イ 出向の目的等(0304 ロ関係)

実施する出向が、人事交流のため、経営戦略のため、業務提携のため、実習のため等雇用調整を目的としないで行われるものではないこと、及び労働者を交換し合うことになるものではないことについて、出向元事業主については計画届(出向元)別紙1の①(3)及び(4)欄、出向先事業所については計画届(出向先)の①(7)及び(8)欄により確認するとともに、出向元事業所について、出向期間において他の事業所の計画届(出向先)における出向先事業所となっていないか確認する。また、必要に応じて出向元事業主及び出向先事業所からの事情聴取により確認する。

ロ 本人同意(0304 ニ関係)

(イ) 各出向労働者本人が、出向することについて同意している旨及び出向期間終了後、出向元事業所へ復帰することになっていること(以下「同意等」)を、出向に係る本人同意書の本人確認欄によって確認する。

(ロ) さらにこの本人確認欄については、本人の意に反して事実と異なる記載を行わせられたものでないかどうかについて確認するために、次の a 及び b により確認を行う。

a 郵送による確認

出向に係る本人同意書の本人確認欄の内容に誤りがないか対象労働者に対して郵送による確認を行う。

(a) 対象労働者が郵送による確認に同意している場合

対象労働者の本人確認欄に記載された住所へ産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)確認調査票(様式第11号。以下「本人確認調査票」という。)を送付する。

本人確認調査票を送付した日から支給決定時までに返信があり、同意等を行っていないかった旨の申し出があった場合、当該対象労働者については不支給とする。当該調査票を送付した日から2週間を超えて返信がない場合は支給対象として差し支えない。

(b) 対象労働者が郵送による確認に同意しない場合

本人確認調査票の送付は行わず、支給対象として差し支えない。

ただし、支給決定までの間に対象労働者から対象労働者氏名住所を明記し対象労働者が特定できる書面(様式任意)により同意等を行っていないかった旨の申し出があった場合には、当該対象労働者については不支給とする。

なお電話でその旨の申し出があった場合は、証拠書類としての書面が必要であるところから、改めて書面での申し出を求める。

b 電話による確認

(令和7年10月26日)

出向に係る本人同意書の本人確認欄に記載された電話番号（携帯電話番号に限る。）を利用して、対象労働者に対して電話による確認を行う。対象者数は、当面、申請事業主により申請された支給対象者のうち一定割合とする。電話による確認において、対象労働者から同意等を行っていなかった旨の申し出があった場合、a(a)により郵送による確認を行う。なお、対象労働者全員が a の郵送に同意し、本人確認調査票の返信があつた場合は、同意等の有無の確認が完了しているため、電話による確認を行う必要はない。また、出向に係る本人同意書の電話番号が不記載の場合や、電話連絡をしたもの連絡が取れない等により、対象労働者に対する一定割合の確認ができなかつた場合は、支給対象として差し支えない。

ハ 出向元事業主と出向先事業主との出向契約（0303・0304 ホ関係）

(イ) 計画届に記載のある労働者について、それぞれ 0303 を満たすことを確認する。

(ロ) 出向元事業主と出向先事業主との間で締結した「出向契約書」が、それぞれ 0304 ホに定める必要な事項を定めているか否かを確認する

ニ 出向の形態と雇用関係（0304 ハ(ハ)・0304 ホ(ハ)関係）

出向の形態と雇用関係が、出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ出向先事業所において勤務するものであり、出向期間中出向元事業所において休職扱いとすること（部分出向である場合を除く）について、「出向契約書」に定められていることを確認する。

ホ 出向先事業主（0301 ロ・0304 ハ(イ)・ホ(イ)関係）

(イ) 出向先事業所が雇用保険適用事業所であることについて、ハローワークシステムにより確認する。

(ロ) 資本的、経済的、組織的関連性等からみて、本助成金の支給において独立性を認めることが適当でないと判断される事業主間で行われる出向ではないことについて、計画届（出向元）別紙 1 の①(5) 欄及び計画届（出向先）の①(9) 欄により確認する。必要に応じて、登記情報連携システム等の資料により確認する。

(ハ) 出向先事業主が、出向開始日の前日から起算して 6 か月前の日までに、出向労働者の受入れに際しその雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により離職させていないことを、計画届（出向先）の①(5) 欄及びハローワークシステムにより確認する。

0609 出向についての確認

イ 出向労働者の人数（0304 ハ(ニ)、ホ(ロ)関係）

計画届の出向予定労働者欄に記載された人数が、「出向協定書」に定められた出向労働者の人数を上回らないことを確認するとともに、「出向契約書」の出向労働者ごとの出向開始日及び出向期間の事項に定められた出向労働者数の人数と一致していることを確認する。

ロ 支給限度日数等の確認

(イ) 計画届の出向予定労働者欄により出向予定労働者の人数を確認した上で、各年度において、当該出向先事業所の出向労働者数の合計が支給上限人数 500 人分（当該年度における最初の計画届の提出日の前日（ただし当該年度において前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合は、前年度の 3 月 31 日）において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が 500 人未満の場合は、その人数分。ただし、その数が 10 人未満の場合は 10 人分とする。）に満たないことを確認すること。

（令和 7 年 10 月 26 日）

なお、確認の結果上限を超過している場合、出向元事業所を通じて出向先事業所に上限を超過している人数分について計画の取り下げ又は変更が必要であることを説明すること。

△ 出向の時期と期間 (0304 ハ(ロ)・ホ(ロ)・ヘ関係)

- (イ) 出向の期間が、「出向協定書」の実施予定期間・期間、「出向契約書」の出向実施時期・期間、計画届（出向先）の②(2)欄の出向の実施予定期間と齟齬がなく、0304 ハの要件を満たしていることを確認する。
- (ロ) 「出向契約書」に定められた各出向労働者の出向期間が、
・(イ)の実施予定期間の範囲内にあること
・「出向協定書」の出向予定期間・時期と一致しているかその範囲内にあること
・出向開始日が令和 6 年 12 月 17 日以降であること
・1 か月以上1年2年以内であることについて確認する。
- (二) 出向期間終了後に出向元事業所に復帰する予定であることを「出向契約書」及び本人同意書により確認する。

△ 部分出向の確認

部分出向の場合は、次の(イ)及び(ロ)を満たすこと。

- (イ) 出向先事業所で勤務を行う日と同一日に出向元事業所において勤務を行わない予定であることを、出向契約書、就業規則等により確認すること。
- (ロ) 出向期間中における 1 か月ごとの出向先事業所で勤務する予定の日数が、出向元事業所において出向を行う前の原則 1 か月の所定労働日数の5分の1半分以上であることを、出向契約書、就業規則等で確認すること。

なお、変形労働時間制を採用している場合は、協定届において 1 か月の所定労働日数が明記されている場合を除き、対象期間中の総労働日数を元に算出した月平均の所定労働日数を用いて判断すること。

ホ 併給調整

本助成金の併給調整については共通要領 0304 に定めるとおりであること。

△ 出向期間中における本助成金以外の助成金・補助金・委託費等支給の有無（予定を含む）

- (イ) 出向元事業所において、本助成金の支給対象期に、ホ及び 0301 イ(ハ)に規定する助成金の対象となる出向の受入を行っていないこと等について、支給申請書及びハローワークシステムにより確認する。
- (ロ) 出向先事業所において、本助成金の支給対象期に、ホ及び 0301 ロ(ニ)に規定する助成金等の支給を受けていないこと等について、支給申請書及びハローワークシステム等により確認する。

トホ 実地調査

届け出られた出向について、必要に応じ、出向元事業所及び出向先事業所の実地状況を調査すること。この場合において、管轄労働局長は、必要に応じ、出向先事業所を管轄する都道府県労働局に実地調査を依頼するものとする。

チホ 補正

- (イ) 「出向協定書」、「出向契約書」の規定等と計画届の記載に齟齬がある場合、必要に応

(令和 7 年10月26日)

じて補正を行わせる等の指導を行う。

- (ロ) 適正に補正がなされない場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。
- (ハ) 事業主が期限までに補正を行わない場合、第1共通要領の0301への要件を満たさないものとみなし、当該計画届に係る助成金は支給しない。

0700 支給申請

0701 支給申請書の提出

イ 支給申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする事業主は、一の支給対象期（判定基礎期間又は二から六の連続する判定基礎期間）ごとに、当該支給対象期分について、当該支給対象期の末日の翌日から2か月以内（天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内）に支給申請を行わなければならない。

当該支給申請は、当該出向が「出向協定書」に定めるところによって行われたものであることについての当該出向協定をした労働組合等の確認、及び当該出向が「出向契約書」に定めるところによって行われたものであることについての出向先事業主の確認を得て、「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）支給申請書」（様式第6号（1）。以下「支給申請書」という。）に次の(イ)から(ハ)までに掲げる書類及びその他管轄労働局長が必要と認める書類を添付して、出向元事業主が管轄労働局長に提出しなければならない。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

(イ) 様式第6号(2)～(4)

出向元事業主と出向先事業主による賃金の支払方法及び両者の間の賃金補助・負担関係が0304ホ(ニ)に示す7つの類型のいずれに該当するかに応じて、次の様式の書類を提出させる。

なお、「出向元事業所賃金補填額・負担額等調書」（様式第6号（2）。以下「出向元調書」又は「様式第6号(2)」という。）は、出向労働者に係る出向元事業主の賃金の負担（出向先事業主に対する賃金補助又は出向労働者に対する賃金支払い）の状況を確認するための書面であり、「出向先事業所賃金補填額・負担額等調書」（様式第6号（3）。以下「出向先調書」又は「様式第6号(3)」という。）は、出向労働者に係る出向先事業主の賃金の負担の状況等確認するための書面である。また、「出向労働者別支給額算定調書」（様式第6号（4）。以下「算定調書」又は「様式第6号(4)」という。）については、出向労働者別に支給額を算定するための書面である。

a 出向元事業主が出向先事業主に対して賃金の全部又は一部を補助する

(a) 出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支払う【A型】

- ・様式第6号(2)a
- ・様式第6号(3)ab
- ・様式第6号(4)

(b) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う【B型】

- ・様式第6号(2)b
- ・様式第6号(3)ab
- ・様式第6号(4)

b 出向元事業主が出向労働者に対して賃金を支払う

(a) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の全部又は一部の補助を受ける【C型】

- ・様式第6号(2)c d
- ・様式第6号(3)c
- ・様式第6号(4)

(b) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の一部の補助を受け、出向先事業主が賃金を支払う【D型】

- ・様式第6号(2)c d
- ・様式第6号(3)d
- ・様式第6号(4)

(c) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う（出向元事業主と出向先事業主間の賃金の補助はない）【E型】

- ・様式第6号(2)efg
- ・様式第6号(3)efg
- ・様式第6号(4)

(d) 出向元事業主が出向労働者に対して全額賃金を支払う【F型】

- ・様式第6号(2)efg
- ・様式第6号(3)efg
- ・様式第6号(4)

c 出向先事業主のみが労働者に対して賃金を支払う【G型】

- ・様式第6号(2)efg
- ・様式第6号(3)efg
- ・様式第6号(4)

(ロ) 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号。以下「支給要件確認申立書」という。）

(ハ) 0305ニに示す出向の実績に関する確認書類

□ 支給申請書の作成及び提出に関する留意事項

支給申請書の作成及び提出に当たっては、それぞれ次に留意すること。

また、管轄労働局長は、出向先事業主が出向元事業主に対して提出する書類に個人情報が記載されている場合は、出向先事業主は本人に対して、出向元事業主に個人情報を含む書類を提出することの同意を得るよう指導すること。

(イ) 支給申請書（様式第6号(1)）

支給申請書の作成は、出向元事業主及び出向先事業主が行うこと。また、出向先事業主記載欄に出向先事業主が申請に当たって記載した内容については、これを出向元事業主を使者として、管轄労働局長（管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる場合は、公共職業安定所長。以下0701において同じ。）に提出することになるものであること。出向元事業主は当該申請書の出向元事業主記載欄に記載の上で、当

該申請書に(ロ)～(ニ)を併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ロ) 様式第6号(2)～(4)

本書類の作成は、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ行うこと。また、本書類のうち出向先事業主が作成した書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が、出向元事業主が作成した書類、(イ)及び(ハ)～(ニ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ハ) 支給要件確認申立書

本書類の作成は、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ行うこと。また、本書類のうち出向先事業主が作成した書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が、出向元事業主が作成した書類、(イ)、(ロ)及び(ニ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ニ) 0305ニに示す出向の実績に関する確認書類

本書類の作成は、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ行うこと。また、本書類のうち出向先事業主が作成した書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が、出向元事業主が作成した書類及び(イ)～(ハ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

0702 支給申請書の受理

イ 支給要件・支給額の確認

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、期限内の申請であること及びその記載内容について事業主に確認の上受理し、0800及び第1共通要領の0300の各事項に留意して、これを審査するものとする。

ロ 支給申請書の処理

管轄労働局長は、イに基づく審査の結果、支給申請書について内容を確認したときは、当該支給申請書の処理欄及び「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）支給判定・決定台帳」（様式第8号）（以下「支給台帳（出向）」という。）に所要事項を記載するとともに、当該支給申請書その他の関係書類を保管するものとする。

支給決定された後の処理については、0901ハ参照。

0800 支給要件の確認

0801 出向の実施状況の確認

イ 出向の実施状況の確認

出向元事業所に雇用されていた各出向労働者が出向開始日以降に出向先事業所で実際に勤務していることについて、出向元事業所及び出向先事業所の「労働者名簿」、「出勤簿」、「タイムカード」等により確認する。

ロ 労働組合等による出向の実施状況の確認

「出向元調書」の下部確認欄において、出向協定をした労働組合等の確認がなされていることを確認する。当該労働組合等の確認がない場合は、当該確認を得た後申請するよう指導する。（0304チ関係）

0802 出向労働者の人数の確認

「支給申請書」の①(4)欄に記載された人数が、「出向元調書」、「出向先調書」の「当該

支給対象期の出向労働者人数」に記載された人数、及び「算定調書」の「当該出向先事業所への出向者数」に記載された人数と一致していることを確認する。

0803 出向の目的等の確認

- イ 出向の目的が雇用調整を目的としたものであることについて、必要に応じて出向元事業主からの事情聴取により確認する。 (0304 ロ(イ)関係)
 - ロ 労働者を交換し合うこととなる出向でないことについて、必要に応じて出向元事業主からの事情聴取等により確認する。 (0304 ロ(ロ)関係)
-

0804 出向元事業主と出向先事業主との出向契約等の確認

- イ 出向元事業主の出向労働者が出向契約の定めるところにより出向したものであること、出向先事業所に実際に出向していること、及び出向労働者の出向の形態と雇用関係等について、「出向契約書」、「出向元調書」、「出向先調書」、出勤簿、タイムカード等により確認する。 (0304 ホ(ハ)関係)

- ロ 雇用保険被保険者資格が出向元事業所・出向先事業所のいずれにあるかについて次によつて確認する。 (0304 ホ(ハ)d関係)

- (イ) 雇用保険の被保険者資格が出向先事業所に移る形態の出向

0305 ニ(イ)について、出向先事業所において被保険者資格を取得していることをハローワークシステム（助成金事務処理）等により確認する。

- (ロ) 雇用保険の被保険者資格が出向元事業所に残る形態の出向

0305 ニ(イ)について、出向元事業所において被保険者資格を取得していることをハローワークシステム（助成金事務処理）等により確認する。

- ハ 対象労働者に該当するかについて、計画届に基づく出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月以上であること

0303 イについて、様式第6号(2)、様式第6号(3)及びハローワークシステムを用いて、雇用保険適用事業所台帳、雇用保険被保険者台帳等により確認すること。 (0303 イからへ関係)

また、出向元事業主に雇用される労働者のうち、出向開始日以前直近1か月における対象区域外の事業所で勤務する日数が所定労働日数の半分未満であることを、支給申請書及び出勤簿等により確認する。 (0303 ト関係)

なお、変形労働時間制を採用している場合は、協定届において1か月の所定労働日数が明記されている場合を除き、対象期間中の総労働日数を元に算出した月平均の所定労働日数を用いて判断すること。

確認の結果、対象とならない場合は、当該労働者を除いて審査を行うこと。

0805 出向元事業所及び出向先事業所の確認

- イ 出向元事業主と出向先事業主の間の独立性について、必要に応じて登記情報連携システム等により確認する。 (0301 イ(ロ)及びロ(イ)関係)

- ロ 出向先事業所が出向開始日の前の日から起算して6か月前の日以降から支給申請を行う支給対象期の末日までの間において、出向労働者の受入れに際して、その雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により離職させたことがないことについて、「出向先調書」及びハローワークシステムにより確認する。 (0301 ロ(ロ)関係)

- ハ 出向元事業所において、本助成金の支給対象期に、0301 イ(ハ)及び 0609 ホニに規定する助

成金の対象となる出向の受入を行っていないこと等について、支給申請書及びハローワークシステムにより確認する。

- ニ 出向先事業所において、本助成金の支給対象期に、0301 ロ(ニ)及び0609 ホニに規定する助成金等の支給を受けていないこと等について、支給申請書及びハローワークシステム等により確認する。

0806 出向の時期と期間の確認

- イ 出向元調書の④欄及び出向先調書の②欄により、出向先事業所における出向労働者ごとの出向開始年月日が令和6年12月17日以降であることを確認する。(0304 ハ(イ)関係)
- ロ 出向元調書の④・⑤欄及び出向先調書の②・③欄に記載された出向開始年月日及び出向終了(予定)年月日が、計画届(出向元)別紙1②欄の出向実施予定期間の初日から末日までの間の日であることを確認する。その範囲外の労働者については、本助成金は支給しないこととなる。
- ハ 出向元調書の④・⑤欄及び出向先調書の②・③欄により、出向先事業所における出向労働者ごとの出向(予定)期間が1か月以上1年2年以内であることを確認する。(0304 ハ(ロ)関係)

0807 出向元事業主が出向労働者の賃金の一部等を負担していること及びその額の確認

- イ 出向労働者の賃金についての補助又は支払が出向契約の定めるところにより行われたものであること、及びそれが0304 ホ(ニ)のA型からG型のどの類型に該当するかについて、計画届、出向契約書、出向元調書及び出向先調書により確認する。
- ロ 出向元事業主が出向先事業主に対して出向労働者の賃金について補助を行う形態の出向(A型及びB型)の場合
- (イ) 出向元事業主が出向先事業主に対して出向労働者の賃金について補助した(する)額(a)について、出向元調書の⑦欄の額が、出向先調書の⑤欄及び0305 ニ(ロ)の賃金補助額を証明する書類から確認できる額と一致していることを確認する。
- (ロ) 出向労働者の支給対象期における賃金に補填された(する)額(b)について、出向元調書の⑨欄の額が、出向先調書の④-⑦欄の額、出向先事業主の賃金台帳や賃金補助額を証明する書類から確認できる額と一致していることを確認する。
- (ハ) 出向元事業主が出向労働者の支給対象期における賃金とした支払った額(c)について、出向元調書の⑩欄の額が出向元事業主の賃金台帳と賃金補助額を証明する書類から確認できる額と一致していることを確認する(B型の場合のみ)。
- (ニ) 出向元調書の⑧欄及び出向先調書の⑥欄の年月日が一致していること及び当該出向労働者の最後の支給対象期の支給申請期限を超えていないことを確認する。
- ハ 出向元事業主が出向労働者に対して賃金を支払う形態の出向(B型、C型、D型、E型及びF型)の場合
- (イ) 出向元事業主の支払った賃金額(c)について、出向元調書の⑦欄の額が、出向先調書の④の欄の額、出向元事業所の賃金台帳から確認できる額と一致していることを確認する(C型及びD型の場合のみ)。
- (ロ) (イ)の賃金額のうちの出向先事業主の負担額(c-e)について、出向元調書の⑦-⑩欄の額が、出向先調書の⑧欄の額、賃金補助額を証明する書類から確認できる額と一致しているこ

とを確認するとともに、出向元事業主の負担額(e)について、出向元調書の⑩の額が、出向先調書の⑦欄の額、出向元事業所の賃金台帳と賃金補助額を証明する書類から確認できる額と一致していることを確認する（C型及びD型の場合のみ）。

- (ハ) 出向元事業主の支払った賃金額($c=e$)について、出向元調書の⑩欄（B型）、⑦欄（E型、F型）の額が、出向元事業所の賃金台帳から確認できる額と一致していることを確認する（B型、E型及びF型の場合のみ）。
- (ニ) 出向元調書の⑨欄及び出向先調書の⑥欄の年月日が一致していること及び当該出向労働者の最後の支給対象期の支給申請期限を超えていないことを確認する（C型及びD型の場合のみ）。

0808 出向先事業主が出向労働者の賃金の一部等を負担していること及びその額の確認

イ 出向労働者の賃金についての補助又は支払が出向契約の定めるところにより行われたものであること、及びそれが 0304 ホ(ニ)のA型からG型のどの類型に該当するかについて、「計画届」、「出向契約書」、「出向元調書」及び「出向先調書」により確認する。

ロ 出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支払う形態の出向（A型、B型、D型、E型及びG型）の場合

- (イ) 出向先事業主の支払った賃金額($b+f$)について、「出向先調書」の④欄の額が、出向先事業所の「賃金台帳」から確認できる額と一致していることを確認する（A型及びB型の場合のみ）。

(ロ) (イ)の賃金額のうちの出向元事業主の負担額(b)について、0807 ロ(ロ)により確認する（A型及びB型の場合のみ）。

(ハ) 出向先事業主の負担額(f)について、「出向先調書」の⑦欄の額が、(イ)により確認した $b+f$ の額から(ロ)により確認した b の額を減じた額と一致していることを確認する（A型及びB型の場合のみ）。

(ニ) 出向先事業主の支払った賃金額(f)について、「出向先調書」の⑨欄（D型）、④欄（E型及びG型）の額が、出向先事業所の「賃金台帳」から確認できる額と一致していることを確認する（D型、E型及びG型の場合のみ）。

(ホ) 出向元調書の⑧欄及び出向先調書の⑥欄の年月日が一致していること及び当該出向労働者の最後の支給対象期の支給申請期限を超えていないことを確認する（A型及びB型の場合のみ）。

ハ 出向先事業主が出向元事業主に対して出向労働者の賃金について補助を行う形態の出向（C型及びD型）の場合

(イ) 出向先事業主が出向元事業主に対して出向労働者の賃金について補助した（する）額(d)について、「出向先調書」の⑤欄の額が、出向元調書の⑧欄の額及び 0305 ニ(ロ)の「賃金補助額を証明する書類」から確認できる額と一致していることを確認する。

(ロ) 出向元業主が出向労働者の支給対象期における賃金に補填した（する）額($c-e$)について、「出向先調書」の⑧欄の額が、「出向元調書」の⑦-⑩欄の額、出向元事業主の「賃金台帳」と「賃金補助額を証明する書類」から確認できる額と一致していることを確認する。

(ハ) 出向元調書の⑨欄及び出向先調書の⑥欄の年月日が当該出向労働者の最後の支給対象期の支給申請期限を超えていないことを確認する。

イ 出向労働者別の支給額の確認について（0401 イ及びロ関係）

- (イ) 算定調書の①の氏名、被保険者番号及び人数の計が、出向元調書及び出向先調書における当該支給対象期の出向労働者数と一致していることを確認する。
- (ロ) 算定調書の④③の額が、出向元調書の支給対象賃金補填額及び支給対象賃金負担額と一致していること及び⑤④の額が出向先調書の支給対象賃金補填額及び支給対象賃金負担額と一致していること及び⑥⑤の額が④③と⑤④の額の和であることを確認する。
- (ハ) 算定調書の⑦⑥の額に、当該出向労働者に係る、「出向開始日前1週間の総所定労働時間数」を「出向開始日前1週間の総所定労働日数」で除して得た1日の平均労働時間数を求め、これに出向開始日前日現在の「労働日に通常支払われる1時間あたりの賃金の額」を乗じて得た額（1日の平均賃金額）が記載されていることを確認する。「出向開始日前1週間の総所定労働時間数」、「出向開始日前1週間の総所定労働日数」及び「労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額」は、出向元事業所の「就業規則」「賃金台帳」等の提出を求めて確認する。
- (ニ) 算定調書の⑧⑦の日数が、当該出向労働者が出向先事業所において勤務した日数であることを「出勤簿」等の提出又は提示を求めて確認し、⑨⑧の額が⑦⑥の額に⑧⑦の日数を乗じて得た額であること確認する。
- (ホ) ⑥⑤と⑨⑧の額の比較により以下の a 又は b を確認する。
- ⑥⑤の額が⑨⑧の額を超えない場合は、④②欄の額が⑩⑨欄の額に、⑤④欄の額が⑪⑩欄の額に記載されていることを確認する。
 - ⑥⑤の額の方が⑨⑧の額を超える場合は、⑫⑪欄の額が⑨⑧の額に④②の額を乗じて⑥⑤の額で除した額であること及び⑬⑫欄の額が⑨⑧の額に⑤④の額を乗じて⑥⑤の額で除した額であることを確認する。
- (ヘ) ⑭⑬欄及び⑮⑭欄の額の確認
以下の a 又は b を確認する。
- ⑭⑬欄の「出向元事業所」欄の額が⑩⑨欄又は⑫⑪欄に「助成率」を乗じて得た額であること、「助成率」が支給申請書安定所処理欄の出向元事業主の助成率であることを確認する。
 - ⑮⑭欄の「出向先事業所」欄の額が⑪⑩欄又は⑬⑫欄に「助成率」を乗じて得た額であること、「助成率」が支給申請書安定所処理欄の出向先事業主の助成率であることを確認する。
- (ト) ⑭⑬ + ⑮⑭の額が雇用保険の基本手当の日額の最高額に⑧⑦を乗じた額を上回る場合は以下の a 又は b を確認する。
- 「出向元助成金額（支給上限額）」欄の額が、雇用保険の基本手当の日額の最高額に⑧⑦の額を乗じた額に、⑭⑬の額を乗じて⑭⑬の額と⑮⑭の額の和で除した額であることを確認する。
 - 「出向先助成金額（支給上限額）」欄の額が、雇用保険の基本手当の日額の最高額に⑧⑦の額を乗じた額に、⑮⑭の額を乗じて⑭⑬の額と⑮⑭の額の和で除した額であることを確認する。
- ロ 出向元事業所及び出向先事業所ごとの支給額について

(令和7年10月26日)

支給申請書①(57)、②(57)及び算定調書⑯⑮により確認すること。

ハ 支給対象期限について

令和78年12月31日までの賃金経費であることを確認すること。(0304ト(ニ)関係)

ニ 出向期間の最後の支給申請に係る留意点

都道府県労働局長は出向元事業主から、出向労働者ごとの出向期間の最後の支給申請を受理した際は、次の点に留意すること。

出向期間の初回の支給申請に係る支給対象期から最後の支給申請に係る支給対象期までの申請書類に記載された金額が支給申請書、出向元調書及び出向先調書に記載されたとおりに出向労働者に係る賃金として支出されていること。支給申請のとおりとなっていない場合(出向元事業主及び出向先事業主の負担の割合が異なっている場合を含む)、その理由を聴取の上、適切でないと判断される場合には、不支給決定を行い、やむを得ないと判断される場合には、これまで支給している助成金の一部支給取消(回収)や追加支給を行う可能性がある旨を説明し、必要な対応を行うこと。

0810 出向中の賃金額が出向前の賃金額に相当することの確認

イ 算定調書の②(1)及び(2)欄に、それぞれ次によって求められた、出向前の賃金額、出向中の賃金額及び前者に対する後者の割合が記入されていることを確認する。

(イ) 出向前の賃金額

当該出向労働者に係る、「出向開始日前1週間の総所定労働時間数」を「出向開始日前1週間の総所定労働日数」で除して1日の平均労働時間数を求め、これに出向開始日の前における「労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額」を乗じて求める(1日の平均賃金額)。

(ロ) 出向中の賃金額

当該出向労働者に係る、「支給対象期末日以前1週間の総所定労働時間数」を「支給対象期末日以前1週間の総所定労働日数」で除して1日の平均労働時間数を求め、これに支給対象期の末における「労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額」を乗じて求める(1日の平均賃金額)。

ただし、部分出向の場合は、当該労働者に係る、出向元事業所及び出向先事業所で支払われた「支給対象期末日以前1週間における労働日に通常支払われる賃金」の和を、出向元事業所及び出向先事業所の「支給対象期末日以前1週間の総所定労働日数」を通算した日数で除して求めること。

(ハ) (イ)に対する(ロ)の割合

(イ)及び(ロ)を算定するための賃金額、所定労働時間数、所定労働日数について、(イ)については出向元事業所の、(ロ)については出向元事業所及び出向先事業所の、「就業規則」「賃金台帳」等の提出又は提示を求めて確認する。

ロ 算定調書の②(3)欄に記載された数値(上記イ(ハ)の値)が0.85以上1.15以下であるときは、出向労働者に対して出向期間中の労働日に通常支払われる賃金の額が、概ね出向前の労働日に通常支払われる賃金の額に相当する額であり0304ト(ハ)の要件を満たすとして差し支えない。

なお、当該数値が 1.15 を超える場合にあっては、事業所から事情を聴取し、ベースアップの実施等合理的な理由のある場合は上記と同様に取り扱って差し支えない。

0811 部分出向を行う場合の確認

部分出向を行う場合は、次のイ及びロを満たすことを確認する。

- イ 出向先事業所で勤務を行う日と同一日に出向元事業所において勤務を行っていないことを、出向契約書、出勤簿、タイムカード等により確認すること。
- ロ 支給対象期における 1 か月ごとの出向先で勤務日数が、出向元事業所において出向を行う前の原則 1 か月の所定労働日数の5分の1半分以上であることを、出向契約書、就業規則、賃金台帳等で確認すること。

なお、変形労働時間制を採用している場合は、協定届において 1 か月の所定労働日数が明記されている場合を除き、対象期間中の総労働日数を元に算出した月平均の所定労働日数を用いて判断すること。

0812 事業所の状況の再確認

0605 イ、ロ及びハにより確認した企業規模について、必要に応じて再度 0605 イ及びロによる確認をすること。当該支給申請以降は、再確認結果に基づき助成金の支給を行うこととする。

0813 支給限度日数等の確認

0403 イの但し書きにおける本助成金の出向労働者の雇用保険被保険者資格の取得又は喪失の有無については、各年度の初回申請時に支給申請書①(8) または②(7) 欄により事業主が申告することとし、当該申告及び 0609 ロに基づき上限となる人数の算定を行うこと。

0814 補正

- イ 「支給申請書」等の規定等と確認書類等に齟齬がある場合、必要に応じて補正を行わせる等の指導を行う。
 - ロ 適正に補正がなされない場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、管轄労働局長は 1 か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。
 - ハ 事業主が期限までに補正を行わない場合、第 1 共通要領の 0301 ハの要件を満たさないものとみなし、当該支給申請に係る助成金は支給しない。
-

0900 支給決定

0901 支給決定通知

- イ 管轄労働局長は、事業主から提出された支給申請書の内容を審査し、助成金の支給・不支給を決定するものとする。
- ロ 管轄労働局長は、支給・不支給を決定したときは、「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）支給決定通知書」（様式第 7 号。以下「支給決定通知書」という。）により支給申請をした事業主に通知する。
- ハ 管轄労働局長は、0702 ロにより保存した支給台帳への記入及び書類の保存を行うこと（0903）。
- ニ 上記ハにより保存する文書は、助成金の支給事務を行ううえで、必要な記録を残すための重要な書類であるため、編綴、保存及び廃棄に当たっては、次の点を踏まえ紛失や誤廃棄す

ることがないよう留意すること。

(イ) 文書の保存年限

助成金の支給に係る文書の保存年限は、支給決定日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年であること。

(ロ) 同一事業所について年度をまたいで支給している場合

誤って前年度の支給決定に係る文書と合わせて廃棄することの無いよう、インデックスを挿入する等により、年度の区分を明確にすること。

(ハ) 保存文書の廃棄

保存年限満了後であっても、内閣府より文書廃棄について同意を得られたことが確認できるまでは文書を廃棄してはならないこと。

(ニ) 保存文書の利用

業務上の必要により保存文書を利用する必要がある場合は、写しを利用することとし、原本は写しを取った後、速やかに元に戻すこと。

0902 出向先事業所を管轄する都道府県労働局長への連絡

管轄労働局長は、0901 により支給・不支給をしたときは、通知した支給決定通知書の写を、出向先事業所を管轄する都道府県労働局長へ送付する。

0903 支給台帳への記入及び書類の保存

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その決定又は取消し後、支給台帳に所要事項を記載するとともに、支給申請書（正本）、通知した支給（不支給）決定通知書の写その他の関係書類を保管すること。

1000 返還等

1001 返還

イ 管轄労働局長は、助成金の支給を受けた事業主が次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当する場合には、「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）支給決定取消及び返還通知書」（様式第9号）により、当該事業主に対して、(イ)から(ロ)に掲げる額に係る支給決定を取り消す旨の通知を行うものとする。また、第1共通要領0702に定める不支給措置期間の通知は、「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）不支給措置期間通知書」（様式第10号）により通知するものとする。

(イ) 偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合

支給した助成金の全部又は一部（不正発生日を含む支給対象期以降に支給した額）及び必要に応じて当該事業主以外の事業主に支給した助成金の全部又は一部

(ロ) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額

ロ 助成金の支給を受けた事業主が不正受給を行った場合、上記イ(イ)の返還額に加え、当該返還額の2割に相当する額を支払う義務を負う。

1002 連帯債務

「第1共通要領」の0802の定めによる。

1100 附則

1101 公共職業安定所長への業務の委任

当分の間、管轄労働局長は、0502、0600、0702、0800に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する公共職業安定所長に行わせることとする。

1102 各種様式及び任意の様式の特例

助成金の事務に係る様式は、別添の様式のとおりとする。

ただし、次に掲げる様式については、支給審査等を妨げないものであって、かつ、所定の事項が記載されれば、任意の様式を用いて差し支えない。

- ・様式第6号(2)
 - ・様式第6号(3)
 - ・様式第6号(4)
-

1103 施行期日

イ 本要領は、令和6年12月17日から施行する。

ロ 令和7年10月1日付け職発1001第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和7年10月1日から施行する。

ハ 令和7年12月26日付け職発1226第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和7年12月26日から施行する。

1104 経過措置

イ 一の出向元事業所において対象労働者の出向開始日が施行日から令和7年3月31日までの計画届の提出については、0500の規定に関わらず令和7年3月31日までに提出することができるとしている。

この場合、出向開始日の属する月と計画届の提出日の属する月が異なるときは、0301イ(イ)及び0301ロ(ハ)における「計画届の提出日の属する月」を「出向開始日の属する月」と読み替えること。

ロ 令和7年12月26日改正に係る経過措置

(イ) 令和7年12月26日より前に提出された計画届に基づく出向に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

(ロ) 一の出向元事業所において対象労働者の出向開始日が施行日から令和8年2月28日までの計画届の提出については、0500の規定に関わらず令和8年2月28日（天災その他当該期間までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月が経過する日）までに提出することができるとしている。

この場合、出向開始日の属する月と計画届の提出日の属する月が異なるときは、0301イ(イ)及び0301ロ(ハ)における「計画届の提出日の属する月」を「出向開始日の属する月」と読み替えること。